

## 所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規程に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

所定疾患施設療養費 算定状況（2025年4月1日～2026年3月31日）

疾患名/月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数		1	1			1						
	日数		6	10			8						
尿路感染症	人数	1	3	1	5	5	5	3	2	1			
	日数	6	17	5	15	25	13	18	12	10			
带状疱疹	人数	1	2	1									
	日数	9	12	3					1				
蜂窩織炎	人数								2				
	日数												

### 算定要件【厚生労働大臣が定める基準】

- ① 所定疾患施設療養費（II）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費（II）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費（II）の対象となる入所者の状況は次の通りであること。
  - イ）肺炎
  - ロ）尿路感染症
  - ハ）带状疱疹
  - ニ）蜂窩織炎
  - ホ）慢性心不全の急性増悪
- ④ 算定する場合にあっては、診断および診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと（協力医療機関等と連携して行った検査等を含む）。
- ⑤ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑦ 医師が感染症対策に関する研修を受講していること。